

低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱いの明確化に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則B編及び鋼船規則検査要領GF編である。なお、本改正は、2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGFコード）中4.2において、低引火点燃料の使用に関するリスク評価を行うことが要求されている。

これに基づき、本会では、当該リスク評価の要求を鋼船規則GF編4章に規定し、関連資料の提出を鋼船規則B編2章に規定している。

これらをより円滑に運用できるよう、当該リスク評価に関連する資料の記載事項及び取扱いを明確化すべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則B編2.1.3-1.(5)において参照する表B2.5に示す低引火点燃料船関係の提出資料のうち、「58 リスクアセスメント資料一覧」を「58 リスクアセスメント資料」へ改めるとともに、当該資料に記載すべき内容として、次の(a)から(f)の項目を明記した。
 - (a) 手法の概要
 - (b) 目的及び検討範囲
 - (c) 対象の概要
 - (d) 実施手順
 - (e) 結果及び結論
 - (f) フォローアップ措置（FUA）及びその結果これらの項目は、本会の「リスク評価ガイドライン」付属書2「ガス燃料船のリスク評価ガイドライン」付録A中A.4-2.を参考に規定したものである。
- (2) 鋼船規則検査要領GF編GF4.2.1(1)に、リスク評価に用いた資料に示す設計を当該リスク評価後に変更する場合の取扱いを明記した。具体的には、設計変更が次の表1の左側にあるi)からiii)のいずれに該当するのかわを示す「設計変更一覧表」を本会へ提出し、i)からiii)のそれぞれにおけるリスク評価の要否については表1の右側に示す内容によることとした。なお、「設計変更一覧表」については、ステークホルダー（設計者、造船所、予定される船主等）間で合意が得られていることを前提としている。また、「設計変更一覧表」のフォーマット等は特に指定していないものの、一例を図1に示す。
- (3) 鋼船規則検査要領GF編GF4.2.1(2)に、同型船のリスクアセスメント資料を流用しようとする場合の取扱いを明記した。具体的には、前(2)の取扱いによることを条件として、同型船のリスクアセスメント資料を流用可能と明記した。

表 1 設計変更に応じたリスク評価の実施要否

鋼船規則検査要領GF4.2.1(1)(a)に規定する設計変更		NKの取扱い
i)	低引火点燃料に係る設備・配置に関連しない設計変更 (例: 船首形状の変更等)	リスク評価の実施は必要ない。 ただし、影響が小さい又は影響がないことを示す設計変更の概要をまとめた資料の提出は必要。
ii)	低引火点燃料に係る設備・配置に直接関連する設計変更 (例: 燃料格納設備の追設等)	原則として、既に実施されたリスク評価と同じ手法を用いてリスク評価が必要。 当該評価結果をリスクアセスメント資料に追記が必要(別冊として用意しても差し支えない)。
iii)	低引火点燃料に係る設備・配置に直接又は間接的に関連する設計変更 (例: 火災探知器の配置変更等)	原則として、関連する項目のリスク評価を再度実施。 必要な場合、リスクアセスメント資料を修正(別冊として用意しても差し支えない)。

設計変更の概要	鋼船規則検査要領GF編GF4.2.1(1)(a)i, ii, iii)のうちいずれに該当するか			影響評価分析の結果
	i)	ii)	iii)	
船舶一般配置図: ・バルバスバウ→垂直型 ・No.1 甲板室(P)→No.1 甲板室(S)	○			N/A
LNG燃料タンク配置図: 燃料タンク配置: Fr. No.10-20→Fr. No.5-20		○		離隔距離は影響無し。危険場所が拡大するため、 リスクの再評価が必要 。
LNG燃料諸管系統図: 配管継手を溶接継手→フランジ継手		○		LNG燃料の漏洩頻度が高まる恐れがあり、 リスクの再評価が必要 。
火災制御図: タンクコネクションスペース(TCS)の火災探知器: TCS内→TCSのダクト内			○	火災探知までの時間に大きく影響を及ぼす可能性があるため、 リスクの再評価が必要 。
燃料格納設備を含む区域と隣接する区画防熱: A0→A60				安全性の向上に関する設計変更であるため、 リスクの再評価は不要 。

図 1 設計変更一覧表の一例